



山形県公報

平成18年11月10日(金)
第1791号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                      |      |
|----------------------------------|----------------------|------|
| 道路の位置の指定.....                    | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 1429 |
| 道路の区域の変更.....                    | (同) ...              | 1430 |
| 同.....                           | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局) ...            | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                    |      |
|--------------------|------|
| 政治団体の設立.....       | 1431 |
| 政治団体の届出事項の異動.....  | 同    |
| 政治団体の解散.....       | 1432 |
| 政治団体の収支報告書の要旨..... | 同    |
| 資金管理団体の指定.....     | 1433 |

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

|                      |      |
|----------------------|------|
| 漁業法によるはたはた採捕の制限..... | 1434 |
|----------------------|------|

### 公 告

|                         |                   |      |
|-------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                  | (同) ...           | 1435 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....      | (商業経済交流課) ...     | 同    |
| 一般競争入札の公告.....          | (病院事業局) ...       | 1436 |

## 告 示

### 山形県告示第1027号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成18年11月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- |         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 1 指定の番号 | 私道(村)第274号                                                  |
| 2 指定の場所 | 東根市大字若木字野川6064 - 7の一部、6064 - 8の一部、6064 - 54の一部、6061 - 17の一部 |
| 3 道路の現況 | 幅員 6.00メートル<br>延長140.92メートル                                 |
| 4 指定年月日 | 平成18年11月1日                                                  |

山形県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年11月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成18年11月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 尾花沢市大字高橋字高橋1番から<br>同 大字富山元関谷字梅ノ木539番2まで | 旧    | 19.6メートル<br>ゝ<br>8.6 | メートル<br>108 |
| 同 上                                     | 新    | 19.6メートル<br>ゝ<br>8.6 | 同 上         |
| 同 上                                     |      | 6.0メートル<br>ゝ<br>25.1 | メートル<br>112 |

山形県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年11月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成18年11月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 綱木米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|----------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 米沢市大字綱木字下通129番3から<br>同 字兜山300番320まで    | 旧    | 11.6メートル<br>ゝ<br>4.2 | メートル<br>78 |
| 米沢市大字綱木字太郎畑299番122から<br>同 字兜山300番320まで |      | 13.4メートル<br>ゝ<br>6.0 | メートル<br>45 |
| 同 上                                    | 新    | 13.4メートル<br>ゝ<br>6.0 | 同 上        |

山形県告示第1030号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年11月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「上山市十日町916番地」 を 「上山市十日町7番2号」 に、

「山形南部支店 山形市大字中桜田字歴鉢下桜田村縄752番地の1」 を 「山形支店 山形市桜田東四丁目9番8号」 に、

「山形市香澄町二丁目9番40号」を「山形市木の実町12番37号」に、「鶴岡市泉町8番64号」を「鶴岡市末広町1番12号」に改める。

別表第6中「大広字山崎56番地」を「みずほ20番地3」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中米沢信用金庫山形南部支店に係る部分は、平成18年11月20日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第122号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年11月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日     |
|---------|--------|----------|------------------|-----------|
| 小林健蔵後援会 | 小林健蔵   | 小林民子     | 山形市あかねヶ丘二丁目2番37号 | 平成18.10.5 |

山形県選挙管理委員会告示第123号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年11月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 異動事項       | 内 容                |                   | 届出年月日     |
|-----------|------------|--------------------|-------------------|-----------|
|           |            | 新                  | 旧                 |           |
| 阿部信矢後援会   | 代表者        | 松浦 敏               | 菅原 一雄             | 平成18.10.3 |
| 遠藤なおゆき後援会 | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字山辺1065番地1 | 東村山郡山辺町大字山辺1046番地 | 同10.10    |
| 伊藤誠之後援会   | 代表者        | 石山 秀夫              | 松田 周治             | 同10.13    |

## 山形県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年11月10日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体

| 政 治 団 体 の 名 称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------------|--------------|---------------|
| 長友会           | 解 散          | 平成18. 8. 1    |
| 白幡正弘はげます会     | 解 散          | 同 9.10        |
| 本間鉄弥後援会       | 解 散          | 同 9.21        |

## 山形県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年11月10日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## （その他の政治団体）

単位：円

| 政治団体の名称                                  | 白幡正弘はげます会 | 本間鉄弥後援会  | 長友会      |
|------------------------------------------|-----------|----------|----------|
| 報告年月日                                    | 18. 9.19  | 18. 9.22 | 18. 9.27 |
| 収入総額                                     | 10,327    | 7,090    | 0        |
| 前年繰越額                                    | 10,327    | 7,090    | 0        |
| 本年収入額                                    | 0         | 0        | 0        |
| 支出総額                                     | 0         | 0        | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |           |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数（人）                     |           |          |          |
| 寄附（内訳別掲）                                 | 0         | 0        | 0        |
| 個人分<br>（うち特定寄附）                          |           |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>（寄附のうちあっせんに係るもの）         |           |          |          |
| 政党匿名寄附                                   |           |          |          |
| 事業収入（内訳別掲）                               |           |          |          |
| 交付金収入                                    |           |          |          |
| 借入金（内訳別掲）                                |           |          |          |
| その他の収入（内訳別掲）<br>1件10万円未満のもの              |           |          |          |
| 支出の内訳                                    |           |          |          |
| 経常経費                                     | 0         | 0        | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |          |          |
| 政治活動費                                    | 0         | 0        | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0         | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |          |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |          |          |
| 資産等の有無                                   | 無         | 無        | 無        |

山形県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成18年11月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

|        |         |           |                  |        |            |
|--------|---------|-----------|------------------|--------|------------|
| 届出者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
| 小林 健 蔵 | 山形市議会議員 | 小林健蔵後援会   | 山形市あかねヶ丘二丁目2番37号 | 小林 健 蔵 | 平成18.10. 5 |

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成18年11月10日

山形海区漁業調整委員会

会長 齋藤 辰 男

平成18年12月1日から平成19年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕を禁止する。

| 海 域                        | 採 捕 方 法                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 山形県海面共同漁業権漁場区域             | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣、手釣若しくはたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕 |
| 酒田港及び鼠ヶ関港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域 | 竿釣、手釣又はたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕                            |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年11月10日

山形県知事 齋藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 輝きネットワーク

(2) 代表者の氏名

白井 美穂

(3) 主たる事務所の所在地

山形市本町一丁目5番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、就労移行支援、就労継続支援等の援助事業を行い、これを利用する身体障害者を中心とする障害者（以下障害者という）が、この活動の中で多くの人達と出会い、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、地域社会で自立した生活を送れるよう、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年11月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年10月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 龍村コレクション
  - (2) 代表者の氏名  
大谷 勝實
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市三日町一丁目1番29 - 903号 ネオステージ三日町
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、日本国民、世界の人類に対して、日本文化、特に正倉院文様、それにまつわる古代裂の広報、普及、広告に関する事業を催し、世界平和と文化の融合、心の情操教育に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年3月10日まで縦覧に供する。

平成18年11月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン成沢  
山形市成沢西一丁目6番17号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役社長 大高 善興  
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号  
代表取締役 坂倉 正宏
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 4,159.00平方メートル  
(変更後) 5,117.46平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 280台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 288台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 120台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 147台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ハ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 271.00平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 298.30平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
    - ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 46.00立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 51.88立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 午前9時    | 午後11時   |
| 株式会社ツルハ         | 午前9時    | 午後10時   |
| 株式会社ファーストリテイリング | 午前9時    | 午後10時   |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル     | 午前9時    | 午後11時   |
| 株式会社ツルハ         | 午前9時    | 午後10時   |
| 株式会社ファーストリテイリング | 午前9時    | 午後10時   |
| 株式会社ティーワイ開発     | 午前10時   | 午後11時   |

ロ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後） 5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

平成19年6月21日

5 届出年月日

平成18年10月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年3月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立河北病院医事業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年11月10日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 2階会議室

(2) 日 時 平成18年12月22日(金) 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立河北病院医事業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。



- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立河北病院内
  - (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 平成18年度における山形県の物品等及び特定役務の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成18年1月20日付け山形県公報第1709号）により公示された資格を有すること。
  - (2) 公告の日から入札の日までの間に山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 過去3年以内に病床数200床以上の病院（公立・民間を問わない）において、本業務と同種の業務を受託した複数の実績を有すること。
  - (4) 山形県内に事業所を設置し、複数の社員（臨時的雇用を除く）が常勤していること。
  - (5) 2(1)の役務に関し、遂行可能な十分な体制を整備し、当該役務を確実に提供できることを説明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課 電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第11号）第121条の規定による山形県財務規則（昭和39年3月県規則9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札決定に当たっては、低入札価格調査制度（以下「調査」という。）を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者（以下「対象者」という。）については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
  - (2) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
  - (3) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。  
（調査基準価格を下回った入札者全員に提出義務があります。）
  - (4) 対象者は、入札価格の理由、内訳、労務の調達予定等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。
  - (5) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることが出来ない。  
対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限まで提出しないとき。  
対象者に契約の意思がないとき。  
対象者が入札金額の範囲内で適正な履行が確保できることを証明できないとき。  
その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、並びに3の(3)から(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という）を平成18年12月15日（金）午後4時までに山形県立河北病院医事経営課に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) 入札に必要な費用については、すべて入札参加者負担とする。

- (4) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Medical clerical work of Kahoku Prefectural Hospital. : 1 set
- (2) Time-limit for tender:14 : 00PM, December22,2006
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nisimurayama-gun, Yamagata-ken 991-3511 Japan TEL 0237-73-3131